

## コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金実施要領

制 定 令和3年3月22日付け環総第678号

この要領は、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （事業実施主体）

**第1条** 事業実施主体（以下「事業者」という。）は次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（1）設立後1年及び1事業年度が経過しているNPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 法第29条に規定する書類（事業報告書等）のすべてを所轄庁に提出している。
- エ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- オ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- カ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。

（2）設立後1年又は1事業年度を経過していないNPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- エ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- オ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。
- カ 法人としての活動実績があること。

（3）市民活動団体のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業（補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの）を行った実績を有すること又は現在行っていること。
- カ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- キ 団体の役員が法第21条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- ク 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

（4）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「社団、財団法人」

という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
- イ 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- エ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類(財務諸表)及び事業報告を整備していること
- カ 法第2条第2項第2号に該当すること。(法の規定を援用)
- キ 法人の役員が法第20条各号に該当しないこと。(法の規定を援用)
- ク 法第21条の規定を満たしていること。(法の規定を援用)
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- コ 日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されていること。
- サ 以下①～③の要件を全て満たしていること。
  - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
  - ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
  - ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為(上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

#### (交付の対象)

第2条 補助対象経費等は、以下のとおりとする。

補助限度額	補助対象となる経費	補助割合
50万円	事業に要する経費のうち、謝金、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金(事業執行に直接係るものに限る)、その他知事が事業実施にあたり必要不可欠であると認める経費	10/10

2 以下の経費については、補助対象外とする。

- ア 団体の運営に係る経常的な経費(家賃、光熱水費、役員報酬等。申請した事業と明確に区分できない経費を含む。)
- イ 食糧費(ただし、配食支援等を行う場合の食材費は対象とする。)
- ウ その他補助対象として県が不適当とする経費
- エ 設備・工事費など資産計上される経費

3 補助金額の算定にあたっては、千円未満を切り捨てること。

4 補助対象となった事業について、県の他の経費支援を受けている場合又は受けることとなった場合は、補助対象としない。

5 補助金等交付規則第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象事業(イベントの開催など)の中止や延期を行い、補助対象事業の実施が困難な場合であって、交付を決定した経費のうち、準備経費で補助対象となった必要経費を既に支出している場合

は、次に掲げる経費を交付決定額の範囲内で補助対象経費とする。

- (1) チラシ・ポスター作成経費、広告掲載料などの事前広報経費
- (2) 会場代（前納で返金されない場合のみ）
- (3) 補助対象となっている経費のキャンセル料
- (4) その他知事が認める経費

**（事業提案書等の提出期限）**

**第3条** 事業提案書、交付申請書及び実績報告書の提出期限については、別記コロナ禍におけるNPO 緊急支援事業費補助金募集要項に定めるものとする。

附 則 この要領は、令和3年3月22日から施行する。